

令和 7 年度事業計画

社会福祉法人 敬寿会
しかまの里グループ

『社会福祉法人 敬寿会 令和7年度 事業計画』

(I) 基本理念及び基本方針、施設目標

○基本理念「やさしく、ゆったり、よりそって」

○基本方針

やさしく 私達は、利用者の皆様と共に生活させて頂く事を喜びと感じ、尊敬の気持ちを持っていつも笑顔でやさしくサポートしていきます。

ゆったり ゆったり、落ち着いた雰囲気の中で、利用者お一人おひとりの時間の流れを大切に、生きる力を最大限に活かせるようサポートします。

よりそって 「しかまの里」に暮らす人、集う人、支える人(利用者・家族・地域・職員)全ての人は大きな家族です。共によりそい支えあって、生活していきます。

○施設目標 「私達は多様化したニーズに応えるため、コミュニケーションを強化し、連携に努めます。」

(II) 令和7年度事業計画における計画策定の背景と目的

令和6年度は新型コロナウイルス及びインフルエンザの発生はみられたものの、大きくサービスに影響するようなことはなく、安定したサービス提供に取り組むことが出来ました。

そして、デイサービス利用者についての伸び悩みは継続しているものの、報酬改定もあったことから、まずまず安定した運営を行うことが出来ました。

しかまの里も開設し24年が経過する中で、多くの地域の方に御利用して頂いていますが、利用者のニーズも多様化している状況がみられます。そんな状況にも適応する為には、職員間のコミュニケーションを充実していき、連携を図っていくことはとても重要です。

令和7年度については多様化したニーズにも対応出来るように、施設目標について「私達は多様化したニーズに応えるため、コミュニケーションを強化し連携に努めます」と定め、更に職員一丸となって邁進して参ります。

(III) 令和7年度事業計画における重点項目

(1) 自然災害業務継続計画（BCP）に伴う訓練の実施

業務継続計画（BCP）は完成したので、今後はBCPを基に定期的な研修と実施訓練に取り組んでいくと共に、地域との連携を強化していくために、高浜校区の防災訓練にも継続的に参加し取り組んでいく。

(2) 感染症発生及び感染拡大防止に努める

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症等の感染拡大には注意していき、マスクの着用及び手洗い等に取り組んでいく。そして、姫路中央病院と連携しながら感染症対策を励行していく。

そして、感染症対策についてのBCPを基に、定期的に研修と訓練を行っていく。

(3) デイサービス利用者の目標稼働率を目指す

第一デイサービスセンターは、利用者定員数を45名とし大規模Ⅱで運営していき1日利用者数平均34.8名を目指して取り組んでいく。

第二デイサービスセンターは利用者定員数34名定員とし、通常規模で運営していき1日利用者数平均25名を目指して取り組んでいく。

その目標を達成出来るように、サービス内容をよりもっと地域高齢者や地域のケアマネージャーにアピールしていける方法を模索し、利用者のニーズに沿ったサービス提供を検討していく。

(4) 人材確保・人材育成

- ① 地域の高等学校や大学に対しての求人票を出し、資格取得に対して費用の施設負担や勤務時間での取得環境をサポートしていく。
- ② 外国人留学生及び特定技能生が入社しても不安なく就労出来るように、安定した労働環境を作りサポートしていく。
- ③ 職員からの紹介システムを活用して定着しやすい人材を確保していく。

(5) 生産性向上を目指したICT機器の活用及び導入の検討

- ① 生産性向上委員会を発足し、厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築に取り組んでいく。
- ② タブレットやリフト、去年は電動ベッド及び眠りスキャンを導入したので、それが業務に活かされているかを検証すると共に業務改善につながるように取り組んでいく。
- ③ 生産性向上を目指してICT機器の導入についても検討していく。

(6) 職員の資質の向上

- ① 介護福祉士取得に向けた介護職員初任者研修や実務者研修の受講推進と、動画研修システムを活用した国家試験対策の導入。又喀痰吸引研修取得者の増加を目指す。
- ② リモート環境の整備を進め、コロナ渦においても外部研修の機会を確保すると共に、施設内研修、会議の開催を集合型から分散型に切り替えが出来るように努める。
- ③ キャリア段位制システム及び業務評価システムの活用により職員の専門性の向上を図る。

- ④ キャリア段位制システムをより活かした処遇改善システムの構築。

(7) 施設整備

- ① 正面玄関内側の戸の修理。
- ② サイクルボードの設置。

(8) 介護報酬改定に伴う加算取得

- ① 各事業所の特徴により様々な加算取得を目指していく。
- ② 処遇改善も同様に出来る限り 1 の取得を目指し、職員の処遇改善に取りくんでいく。

(IV) 各事業における重点項目

○特別養護老人ホーム

- ① 私達は多様化したニーズに応えるため、コミュニケーションを強化し、利用者の生活を支えていきます。
- ② 1 日平均約 68.3 名、月間利用者数 2050 名を目指していく。

○ショートステイサービス

- ① 私達は、多様化したニーズに応えるため、コミュニケーションを強化し、利用者の生活を支えていきます。
- ② 特養で入院等空床が発生した場合、ショートステイでの利用がスムーズに行えるように生活相談員同士の情報共有に努め、月間利用者数 284 名、年間 3408 名を目指していく。

○第一デイサービスセンター

- ① 私達は多様化したニーズに応えるため、コミュニケーションを強化し、利用者の生活を支えていきます。
- ② 1 日平均利用者数約 34.8 名、年間 10788 名を目標とする。
- ③ 作業療法士指導のもと個別機能訓練の充実を図り、利用者ニーズに対応していく。

○第二デイサービスセンター

- ① 私達は多様化したニーズに応えるため、コミュニケーションを強化し、利用者の生活を支えていきます。
- ② 1 日平均利用者数約 24 名、年間 7752 名を目標とする。
- ③ 作業療法士指導のもと個別機能訓練の充実を図り、利用者ニーズに対応していく。

○第二居宅介護支援事業所

- ① 私達は、関わる方々とのコミュニケーションを密にし、信頼してもらえる事業所作りを目指します。
- ② 月平均利用者 30 名(介護換算)を目標とし、黒字経営を目指して取り組んでいく。

○地域包括支援センター

- ① 私達は、地域の多様なニーズに応えられるように地域の通いの場へ参加し、住民活動との連携を図る。

○事務

- ① 私達はワークライフバランスの向上を目指し、充実した生活を送るためストレスのない労働環境を提供します。
- ② 予算管理を重視し、労働環境や福利厚生の改善を図ることにより家庭生活の充実を応援します。

○栄養

- ① 個別のニーズに対応できるよう多職種と連携し食事・栄養面でのサポートをします。

(V) 委員会活動

○教育研修委員会

◎和田憲・米田

西嶋・鳥居・布野・原田・福島正剛・宮川・岡田

実施月⇒ 5月 9月 1月

実施曜日⇒ 第二水曜日 開催時間⇒ 17:30～

○虐待予防委員会

○拘束廃止委員会

◎和田憲・太田

前川・川合・辻・井上美・村上

実施月⇒ 5月 12月

実施曜日⇒ 第四水曜日 開催時間⇒ 17:30～

○地域連携委員会

◎鈴木・高德

小林・瀧北・井上真・ハクムル・杉森・高島・大関・柴田・地下

実施月⇒ 5月 11月

実施曜日⇒ 第三火曜日 開催時間⇒ 17:30～

○編集委員会

◎吉澤・桃原

加藤・都甲・中川・山田

実施月⇒ 5月 6月 8月 9月 11月 12月 2月 3月 個別対応

実施曜日⇒ 第二火曜日 開催時間⇒ 17:30～

○安全衛生委員会

◎藤野・井原

松本・今福・野村・堀古・・イヨニタ・ワシラー・藤本・軸丸

実施月⇒ 6月 9月 12月 3月

実施曜日⇒ 第二月曜日 開催時間⇒ 17:30～

○接遇委員会

◎和田幸・藤尾

徳岡・三島・ウィナー・ファタ・清水(6月～)

実施月⇒ 6月 12月

実施曜日⇒ 第三月曜日 開催時間⇒ 17:30～

○生産性向上委員会

特養 ◎都甲・井原・井上・高德

デイ ◎小橋・村上・道下

実施月⇒ 特養 偶数月 デイ 奇数月

実施曜日⇒ 17:30～

(注1) ◎印の人がリーダー____下線の人がサブリーダーとして、責任をもって委員会を開催する。

(注2) 委員会開催責任者は、委員会開催後(当日・翌日)速やかに施設長に報告してください。

(注3) 年度末に各委員会に実施報告書と、来年度への課題についての報告を行う。

(役員会への事業報告資料となります。)

(注 4) 委員会の開催についてメンバー編成、開催時間等も含めて、リーダーとサブの打ち合わせのもと、年間計画と委員会目的に基づいて実施してください。時間の目安は 30 分～1 時間です。

(VI) 法人運営・行事計画・会議・研修計画・地域活動

(1) 理事会・評議員会等の開催

実施月	理 事 会	評 議 員 会	備考
R7 年 6 月	令和 6 年度事業報告及び決算報告		
R7 年 6 月		令和 6 年度事業報告及び決算報告	
R7 年 10 月	令和 7 年度中間報告		
R7 年 10 月		令和 7 年度中間報告	
R8 年 3 月	令和 7 年度補正予算 令和 8 年度事業計画及び事業方針 令和 8 年収支予算		
R8 年 3 月		令和 7 年度補正予算 令和 8 年度事業計画及び事業方針 令和 8 年収支予算	

(2) その他法人運営に関する事項

実施月	内 容	対 象	開催地
R7 年 6 月	令和 6 年度決算に係る監事監査	監事	しかまの里
R7 年 6 月	苦情解決第三者委員会	第三者委員	しかまの里

令和 7 年度 特別養護老人ホームしかまの里事業計画

1. 目的及び運営方針

- (1) 特別養護老人ホーム「しかまの里」(以下施設という。)は、施設サービス計画に基づき、在宅復帰及び在宅での自立を念頭において、入浴・排泄・食事の介助・相談及び援助・社会生活上の便宜供与、その他の生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者各自が有する能力に応じ自立した日常生活が営めるようにすることを目指す。
- (2) 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努める。
- (3) 施設は、家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気を作成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努める。

2. 入所者定員及び対象者

- (1) 入所定員 70人
- (2) 入所対象者は次に掲げるものとする。
 - ① 介護保険法に規定する要介護者
 - ② 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者

3. 事業開始年月日

平成 13 年 6 月 1 日

4. 職員定数

職 種	規 準	現 在	勤 務 形 態 等
施設長	1 名	1 名	施設の業務を統括する。
事務長 補佐	1 名	1 名	〃
事務員	2 名	1.5 名	施設の庶務及び会計事務に従事する。
介護支援専門員	1 名	2 名 (兼務 2 名)	入所者の介護支援に関する業務に従事する。
管理栄養士及び 栄養士	1 名	1.5 名	給食管理、入所者の栄養指導に従事する。
生活相談員	1 名	2 名 (兼務 1 名)	入所者の入退所、生活相談及び援助に関するに従事する。
介護職員	21 名	33.5 名	入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
看護職員	3 名	5 名	入所者の健康管理、医薬品及び医療用品の管理、医師の指示に基づく入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
機能訓練指導員	1 名	1 名	入所者の機能回復、機能維持および予防に従事する。
医師(嘱託)	1 名	1 名	入所者の健康管理及び施設の保健衛生の管理指導に当たる。
合 計	34 名	47.5 名	

5. 施設サービス等の利用料

- (1) 法定受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供した際、入所者から利用料の一部として、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準より算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービスの額を控除して得られる額。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際の、施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じない額。
- (3) 次に掲げる費用を入所者から受け取ることができる。なお、この場合、予め入所者または家族に、該当するサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
 - ① 食費、居住費
 - ② 入所者が選定する特別な食事の提供を行うことにともなう必要となる費用
 - ③ 理美容代
 - ④ 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者が負担することが適当と認められるもの

6. 入所者の処遇

(1) 基本方針

- ① 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。
- ② 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- ③ 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他、入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難な場合は、病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を講じる。
- ④ 施設は、入所申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- ⑤ 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境に照らし、入所者が居宅においても日常生活を送れるかどうかを検討する。
- ⑥ 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の間で協議をおこなう。
- ⑦ 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- ⑧ 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ⑨ 施設は、入所者が施設サービスを受ける際には、入所者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。
- ⑩ 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他の入所申込者の施設サービスの選択に資すると認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

(2) 施設サービス計画

- ① 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- ② 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下[計画担当介護支援専門員]という。)は、施設サービス計画作成に当たっては、適切な方法によりね入

所者について、その有する能力、そのおかれている環境の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- ③ 計画担当介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの「目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入所者に対して説明し、同意を得る。
- ④ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(3) 介護 入 浴 2回以上 / 週
 おむつ交換 適 時 / 日

(4) 食 事 朝 食 7 : 3 0 ~ 9 : 3 0
 原則として 昼 食 1 1 : 3 0 ~ 1 3 : 3 0
 夕 食 1 7 : 1 5 ~ 1 9 : 1 5

- ・時間をかけ、ゆっくりとした食事時間とする。
- ・利用者の状況に合わせて、普通食、きざみ食、ソフト食

(5) 機能回復訓練

施設サービス計画に基づき、心身の状況に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復し、又はその減退を防止するために機能回復訓練を行う。

(6) 健康管理

医師又は看護職員は入所者の健康状態に注意し、健康保持のために適切な措置をとるとともに、入所者の健康手帳に必要事項を記入する。

(7) 協力病院等

内科、外科、皮膚科	姫路中央病院	姫路市飾磨区三宅 2-36
内 科	深津内科診療所	姫路市飾磨区中島 7
外 科	神野病院	姫路市飾磨区玉地 1-1
眼 科	三木眼科	姫路市飾磨区清水 72
耳鼻咽喉科	松本耳鼻科	姫路市飾磨区上野田 1 丁目 7
泌 尿 器 科	佐古泌尿器科	姫路市飾磨区下野田 1 - 77
歯 科	たけうち歯科クリニック	姫路市飾磨区下野田 4 - 665 - 2

(8) 緊急時の対応

疾病等により、入所者の健康時状態に急変が生じる場合に備え、医師、看護職員、介護職員が連絡を取り、24時間にわたり措置を講じる体制を整えるとともに入所者の家族に連絡する。

(9) ターミナルケア

入所者ならびに家族が希望されれば、施設において家族と職員の温かい見守りの中で終末を迎えられる関わりを実施する。

7. 非常災害対策

施設は、非常災害に関する具体的な対策を立てるとともに非常災害時に備えるため、年4回避難、救出、その他の訓練を行う。

施設は消防法に準拠して、防災計画を定める。

8. 苦情処理体制

(1) 施設は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速にかつ適正に対するための窓口を設置する。

(2) 施設は、提供したサービスに関し、保険者が行う文章その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問もしくは照会に応じ、入所者からの苦情に関し保険者の行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

(3) 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、同連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

9. 資金計画

施設の運営に要する経費には、次の収入を当てる。

(1) 介護保険収入

(2) 入所者が負担する施設サービス利用料

10. 特別養護老人ホーム行事計画 2階・3階共通

(1) 年間行事

実施予定	行 事 予 定 る	内 容
4 月	屋外散策	
5 月	屋外散策	
6 月	茶話会	ふれあい清掃後家族様との交流会
7 月	七夕飾り	七夕の飾りを作成して季節を感じる
8 月	夏祭り	ゲームをしたり、美味しい物を食べて楽しい時間を過ごす
9 月	敬老会	各フロアでお祝いの会をもつ
10 月	屋外散策	
11 月	茶話会	
12 月	クリスマス会	各フロアで家族様とふれあいの会をもつ
1 月	初詣 鏡開き	
2 月	節分祭	鬼の面作り
3 月	雛祭り、おやつバイキング	美味しいおやつを食べて楽しい時間を過ごす

※ 地域の行事に積極的に参加する。

(2) 月間行事

毎 月	リハ活動、パン販売 タイ焼き

令和7年度 ショートステイしかまの里事業計画

1. 目的及び運営方針

- ・ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業所「しかまの里」以下事業所は、要介護老人の介護を行っている家族が、地域行事や会合への参加などの社会的理由、また冠婚葬祭などの私的理由により、その家庭において当該援護老人を介護できない場合に、しかまの里事業所で代わりに介護等、日常生活上必要な世話を行うことを目的とする。

2. 入所定員及び対象者

- ・ 10名
- ・ 事業所の利用者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 介護保険法に規定する要介護者及び要支援者
 - (2) 老人福祉法第10条の4第3号の措置に係る者

3. 事業開始

平成13年 8月 1日

4. 職員定数

- | | | |
|-----|--------------|-----|
| (1) | 管 理 者 (兼務) | 1 名 |
| (2) | 管理栄養士 (兼務) | 1 名 |
| (3) | 生活相談員 (兼務) | 1 名 |
| (4) | 介 護 職 員 (兼務) | 3 名 |
| (5) | 看 護 職 員 (兼務) | 1 名 |
| (6) | 医 師 (兼務) | 1 名 |

5. サービスとその利用料

- (1) サービスは次のとおりとする。
- ① 介護
 - ② 食事の提供
 - ③ 機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 生活指導<相談・援助>レクリエーション
 - ⑥ 送迎

(2) 利用料

介護予防短期入所生活介護サービス・短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所介護予防生活介護・当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。(厚生労働大臣が定める基準＝介護給付告示)は、しかまの里事業所の見やすい場所に提示する。受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

- ① 食費
- ② 滞在費
- ③ 前号に掲げるものの他、介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の提供における便宜のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用

6. その他

- (1) 事業所は、利用者が短期入所介護予防生活介護・短期入所生活介護の提供を受ける際次の事項を連絡することを求める。
 - ・医師の診断
 - ・日常生活上の留意事項
 - ・利用開始時の健康状態
 - ・利用にあたっての必要事項
- (2) 事業所は、特養の消防計画・風水害・地震等に対処する訓練に参加する。
- (3) 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

令和 7 年度 デイサービスセンターしかまの里事業計画

1. 目的及び運営方針

- (1) 本事業所は、要支援者及び事業対象者への総合事業通所介護サービス、要介護者への通所介護サービスを提供することにより、要支援者・要介護者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持を図り、さらに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- (2) 要支援者、要介護者の心身の特性を把握し、その特性を踏まえて日常生活上必要なお世話と機能訓練を行う。
- (3) 地域との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2. 利用定員及び事業開始年月日

(1) 利用定員 45 名

(2) 事業開始年月日 平成 13 年 10 月 1 日

(3) 利用対象者 介護保険法に規定する要介護者及び総合事業における要支援者・事業対象者

3. 事業の運営概況

通常の実施区域 姫路市飾磨区全域と姫路市役所周辺(山陽本線北側を除く)と白浜町、東山、北原、兼田

営 業 日 月曜日～土曜日と祝祭日(年始 1 月 1 日～1 月 3 日を除く)

営業時間	受付時間	9 : 0 0	～	1 7 : 0 0
	サービス提供時間	9 : 1 5	～	1 6 : 4 5

4. 職員配置と勤務体制

職 種	指 定 基 準	現 在	勤 務 形 態 等
管 理 者	1 名	1 名	デイ業務の統括 生活相談員兼務
生 活 相 談 員	1 名	1 名	生活相談及び援助に関する業務と利用日の調整業務(2 名は介護職員兼務)
介 護 職 員	7 名	8.5 名	生活の介護、相談、援助業務
看 護 職 員	2 名	2 名	健康管理と保健衛生業務
機能訓練指導員	1 名	1.5 名	機能回復、機能維持予防に必要な指導
合 計	12 名	18.5 名	

5. サービスの種類及び概要

サービスの種類	概 要
送 迎	通所介護計画書を基に、介護送迎を行う。
食 事	・栄養士の立てる献立表により、各自の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行なう。 【食事時間】 12:00～12:45
入 浴	通所介護計画書を基に、利用者の希望する入浴を行なう。
排 泄	通所介護計画書を基に、利用者の希望される排泄介助を行う。
機能回復訓練	通所介護計画書を基に、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行なう。
健康管理	看護職員が利用者の体温、血圧等を測定して健康管理を行う。

6. 費用（本人負担）※ 令和3年度報酬改定内容に伴い、変更する可能性あり

① 通所介護（1日当り）

要介護 1～ 要介護 5 （通所介護費、入浴、機能訓練、食費）
約 1,441円～1,897円

② 総合事業通所介護（月当たり）

	要支援 1	要支援 2
通 所 介 護 費	1,695円	3,476円
サービス提供強化加算	89円／月	178円／月
食費（おやつ代込み）	700円／日	

要支援 1 は ほぼ 週 1 回の利用
要支援 2 は ほぼ 週 2 回の利用

7. デイサービス行事計画

(1) 年間行事

実施予定	行 事 名	内 容
4 月	花 見	午後桜見
5 月	屋外散策	
6 月	おやつレク	
7 月	七 夕	七夕飾り作成
8 月	夏祭り	1 階フロアで盆踊りほか
9 月	敬老会	職員による出し物
10 月	喫茶	
11 月	喫茶	
12 月	クリスマス会	
1 月	新年会	
2 月	節 分	鬼の面作り
3 月	花 見	

(2) 毎月と週の行事

毎 月	習字、
随 時	コーラス、
毎 週	囲碁・将棋、マージャン

令和 7 年度 第二デイサービスセンターしかまの里事業計画

1. 目的及び運営方針

(1) 本事業所は、要支援者及び事業対象者への総合事業通所介護サービス、要介護者への通所介護サービスを提供することにより、要支援者・要介護者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持を図り、さらに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

(2) 要支援者、要介護者の心身の特性を把握し、その特性を踏まえて日常生活上必要なお世話と機能訓練を行う。

(3) 地域との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2. 利用定員及び事業開始年月日

(1) 利用定員 34 名

(2) 事業開始年月日 平成 23 年 2 月 19 日

(3) 利用対象者 介護保険法に規定する要介護者及び要支援者

3. 事業の運営概況

通常の実施区域 姫路市飾磨区一部地域(妻鹿、白浜除く)

営 業 日 月曜日～土曜日と祝日(年始 1 月 1 日～1 月 3 日を除く)

営業時間 受付時間 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

サービス提供時間 9 : 1 5 ～ 1 6 : 4 5

4. 職員配置と勤務体制

職 種	指定基準	現 在	勤 務 形 態 等
管 理 者	1 名	1 名	デイ業務の統括 生活相談員兼務
生 活 相 談 員	1 名	1 名	生活相談及び援助に関する業務と利用日の調整業務 ※管理者と兼務
介 護 職 員	5 名	6 名	生活の介護、相談、援助業務
看 護 職 員	1 名	1 名	健康管理と保健衛生業務
機能訓練指導員	1 名	1 名	利用者に応じた機能訓練の指導
合 計	9 名	10 名	

5. サービスの種類及び概要

サービスの種類	概 要
送 迎	通所介護計画書を基に、介護送迎を行う。
食 事	・栄養士の立てる献立表により、各自の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行なう。 【食事時間】 12:00～12:45
入 浴	通所介護計画書を基に、利用者の希望する入浴を行なう。
排 泄	通所介護計画書を基に、利用者の希望される排泄介助を行う。
機能回復訓練	通所介護計画書を基に、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行なう。
健康管理	看護職員が利用者の体温、血圧等を測定して健康管理を行う。

6. 費 用 (本人負担)

① 通所介護 (1日当り)

要介護1 ～ 要介護5 (通所介護費、入浴、機能訓練、食費)

約1,508円 ～ 約2,004円

② 総合事業通所介護 (月当たり)

	要支援1	要支援2
通 所 介 護 費	2,023円	3,850円
食費 (おやつ代込み)	700円/日	

要支援1は ほぼ 週1回の利用

要支援2は ほぼ 週2回の利用

7. 行事計画

(1) 年間行事

実施予定	行 事 名	内 容
4月	お花見	ドライブと花見
5月	カラオケ大会	
6月	お楽しみ外出	
7月	七夕飾り	利用者様と七夕の短冊作り
8月	夏祭り	
9月	敬老会	高齢者番付作成
10月		

11 月	お楽しみ外出	
12 月	クリスマス会	
1 月	新年会	
2 月	節分	
3 月	花見	

(2) 毎月と週の行事

毎 月	習字 ハンドマッサージ
毎 週	レク活動
随 時	書道・囲碁・将棋

令和7年度 第二ケアプランセンターしかまの里事業計画

1. 目的及び運営方針

- (1) 第二ケアプランセンターしかまの里は、要介護者の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護及びその家族の希望等を勘案し、介護サービス等の種類及び内容を持って居宅介護サービス計画を作成する。
又、要支援者も同様に依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要支援者及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス等の種類及び内容を持って介護予防サービス計画を作成する。
- (2) そのサービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整を行う。又、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行う。
- (3) 利用者が、介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう生活全般にわたり援助を行う。
- (4) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なう。
- (5) 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 上記の他「指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生省令３７号、平成１８年３月１４日）を遵守する。
- (7) 平成１８年介護保険法改正による要支援Ⅰ及び要支援Ⅱの者に対する介護予防計画の作成については地域包括支援センターとの計画によりこれを行なう

2. 利用対象者

介護保険法に規定する要介護者。および要支援者

3. 開始年月日 第二ケアプランセンター 平成30年 6月 1日
指定介護予防支援事業 令和6年4月1日

4. 職員定数と職務内容

第二ヶアプランセンター

職 名	定 数 他	職 務 内 容
管 理 者	1 名(介護支援専門員 と兼務)	適切な事業の運営が行なわれるよう統 括する。
介護支援専門員	4 名	要支援者等からの相談に応じ、その心身 の状況や置かれている環境に応じて、居宅 サービス、又は施設サービスを適切に利用

		できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保できるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行なう。
--	--	---

5. 提供する居宅サービス方法

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業所との連絡調整・便宜の提供
- (3) サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価
- (4) 給付管理
- (5) 相談・説明
- (6) 医療との連携・主治医への連絡
- (7) 財産管理・権利擁護への対応
- (8) 要支援認定にかかる申請の援助

6. 資金計画

事業の運営に要する経費には、次の収入を当てる。

- (1) 介護保険制度に定められた介護報酬
- (2) 介護認定調査料
- (3) 介護予防プラン作成委託料

7. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日と12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時45分から17時30分までとする。
(電話等により24時間連絡可能)

8. 事業の実施範囲

通常の事業の実施区域は、姫路市(家島町・安富町・夢前町除く)とする。

令和7年度 姫路市飾磨西地域包括支援センター事業計画

1. 事業の内容

- (1) 事業の指定 地域包括支援センター、介護予防支援
(2) 事業の名称 姫路市飾磨西地域包括支援センター
(3) 指定番号 2804000350
(4) 施設の所在地 〒672-8084
姫路市飾磨区英賀清水町一丁目5番地の1
TEL 079-240-6528
FAX 079-237-8048
(5) 事業開始 平成25年4月1日
(6) 管理者 佐藤 章

2. 事業の目的

地域住民の保健医療の向上及び、福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合相談支援・被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケース、介護予防に関する普及啓発や認知症に関する地域支援、介護予防ケアマネジメント業務の対応など、総合的なサービスの提供を目的とします。

3. 事業目標

「地域ネットワークの構築と社会資源の開発」

積極的に地域に出向き顔の見える関係作りを目指し潜在的なニーズの把握と地域課題の抽出を行う。

- (1) 地域住民、各関係機関との連携の強化を図る
(2) 地域の社会資源の把握を行う。
(3) 専門的知識、資質の向上と自己研鑽を行う。

4. 事業の実施

(1) 営業時間

月曜日～金曜日 8:35～17:20 (令和7年7月1日より9:00～17:00とする)

(2) 定休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

(3) 事業実施地域

・英賀保 ・津田

5. 職員配置

職 種	配 置 人 数			指定基準
	常 勤	非常勤	パート	
管理者 兼務 社会福祉士	1名			1名
主任介護支援専門員	1名			1名
保 健 師	1名			1名
社会福祉士	1名			1名
認知症担当	1名			1名
介護予防支援従事者	2名	3名		3.7名
事務職員		1名		1名
計	7名	4名		9.7名

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
主任介護支援専門員 保 健 師 社 会 福 祉 士 認知症担当職員 介護予防支援従事者	8 : 35 ～ 17 : 20

7. サービスの種類

(1) 地域支援事業に係る業務

介護予防事業など介護予防のための地域の通いの場の支援、1例としていきいき百歳体操の啓発、立ち上げ支援、継続支援。

(2) 総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築、高齢者やその家族の実態把握、総合相談支援

(3) 権利擁護業務

地域福祉権利擁護事業、成年後見人制度、消費者被害防止の取り組みなど、権利擁護を目的とするサービスの利用のための支援、高齢者虐待の防止及び早期発見のための援助

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、地域の介護支援専門員に対する資質の向上とネットワークづくりのための定期的な研修の開催

(5) 認知症地域支援業務

認知症等を含む高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会資源の情報収集や啓発、認知症サロンの運営支援。

(6) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援及び事業対象者へのケアマネジメント、ケアプランの作成。

8. 広報紙の発行

広報紙を発行する。（年2回程度）

地域住民に向けて高齢者の相談窓口であることを啓発するため。

9. 職員の処遇

福祉職員としての誇りと自覚と責任をもって、何事にも前向きな姿勢で取り組む職場づくりをする。

施設内研修を積極的に推し進めるとともに、研修会・講演会等に参加して幅広い知識や技術を身につけ、福祉職員としての教養と品位を高めるようにする。

労働基準法を遵守して、職員の健康保持・健康管理に努め、心身の健康増進を図るためのレクレーション等を積極的に取り入れて、明るい・楽しい・働きやすい職場づくりを推進する。

令和 7 年度 収益事業 携帯アンテナ設置事業 事業計画

1. 運営方針

社会福祉法人を運営する中で、収益事業（携帯アンテナ設置事業）を開始し、その収益を社会福祉事業に還元することで、利用者により良いサービス提供が出来ることを目的とする。

2. 事業内容

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 内 容 | 携帯アンテナ設置による利用料等の収入 |
| (2) 場 所 | しかまの里 屋上 |
| (3) 利用料 | 月額 66,000 円 |
| (4) 電気代 | 電力量料金単価 32.3 円×使用量 (1 kwh) 相当額 |

3. 職員体制

毎日 2 回、職員による巡回を行う。

令和 7 年度 地域貢献事業(24 時間サポート特養)事業計画

1. 運営方針

地域で暮らす一人暮らしの高齢者が多くおられることから、地域で安心して在宅生活が送られるような環境を作っていくことが必要となっている。その為、アルソックと協同して緊急時対応体制と24時間見守りサポート体制を構築し高齢者が地域で安心して暮らせる町づくりを支援していく。

2. 活動内容

- (1) ○ 定期的な訪問の中で信頼関係を構築し見守りサポートを行い、いざというときには介護サービスに繋がれるように支援していく。
- 健康相談等電話での相談に応じていく。
- 緊急時にはアルソックと協同して対応していく。

(2) 利用対象者

- 高浜校区高齢者

(3) 費用

- 月 3000 円

3. 対応職員

施設長 特養及びSS生活相談員

令和 7 年度 地域貢献事業(配食サービス)事業計画

1. 運営方針

しかまの里のある植木地区には、一人暮らしの高齢者が多く住まわれており、それらの方々が、安心して在宅生活が送られる環境を作っていくことが必要となっている。そこで、定期的に行う配食サービスを通して、栄養面を考えた食事の提供と安否確認を実施していく。

2. 活動内容

- (1) ○ 月に 1 回、配食サービスを行い、施設の管理栄養士が考えたメニューでの食事を配食する。
 - 訪問時には施設職員とのコミュニケーションの中で信頼関係を構築し、いざというときには介護サービスに繋がられるように支援していく。

(2) 利用対象者

- 植木町高齢者世帯及び独居高齢者

(3) 費用

- 1 食 300 円

3. 対応職員

副施設長 特養及び SS 生活相談員

4. 感染症対策

インフルエンザ及びコロナ等感染状況を考慮しながら、訪問時は必ずマスク着用と手指消毒、検温をして行う。

令和 7 年度 地域貢献事業(災害時連携体制構築)事業計画

1. 運営方針

植木地区で水害等災害が発生した時の支援体制について地域住民と共に協議していく。そして、災害が起きた時の対応方法についても検討していき避難活動が速やかに行えるように災害時の連携体制の構築に向けて取り組んでいく。さらに、地域高齢者が安心して暮らせる地域作りを自治会や行政と協同しながら支援していく。

2. 活動内容

- | | | |
|-----|------|---|
| (1) | 協議時期 | 高浜校区の連合自治会さんと共に定例会等にて協議していく。 |
| (2) | 協議場所 | 高浜小学校 |
| (3) | 参加者 | 地域住民 自治会 地域包括 社会福祉協議会
しかまの里 理事長 施設長、
地域連携委員会メンバー等 |

3. 活動の展開方法

- (1) 高浜連合会議にて地域の一人暮らし高齢者の把握や避難方法の確認等を行っていき、災害発生時に速やかに避難が行えるように打ち合わせをしていく。又、それに備えて地域での炊き出し等もどのように行えるのかを検討していく。
- (2) 年に1回の防災訓練にも参加していき、避難時の車椅子操作方法や緊急時対応等を指導していく。

令和7年度 地域貢献事業(地域行事参加)事業計画

1. 運営方針

地域行事に対する地域住民の参加者が減少している状況があり、地域活動力の低下がみられる。そこで、地域活動へ施設が参加することにより更なる地域住民の交流活動が展開されることを目的とする。地域活動が盛んになることで地域住民の連携がより充実し、福祉施設との連携の中で福祉相談等が充実して行えるようになる。その営みの中で、地域の高齢者が住みやすい街になることを期待して地域行事に参加していく。

2. 活動内容

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 地域参加行事 | 夏祭り 秋祭り とんど |
| (2) 地域行事場所 | 夏祭り⇒ 早川神社
秋祭り⇒ 早川神社
とんど⇒ 植木公園 |
| (3) 参加者 | 地域住民 |
| (4) 実施時期 | 夏祭り⇒ 7月
秋祭り⇒ 10月
とんど⇒ 1月 |

3. 職員体制

地域連携委員会と経営会議メンバーと連携して対応。

4. 活動の展開方法

- (1) 生活体制連携会議(地域住民や介護保険課、地域包括支援課、社協等)や自治会の行事検討会議と連携して地域行事の活動方法について打ち合わせしていく。

※ インフルエンザ及びコロナの感染状況に応じて地域活動の実施状況に応じて、対応を調整していく。